

# 今後の検討の方向性について (事務局資料①)

2026年2月27日  
中小企業庁

# 1. はじめに

## 2. 令和8年度税制改正について（事業承継税制）

### 3. 事業承継の意義について

- （1）中小企業政策の方向性
- （2）事業承継の意義

## 本検討会で御議論いただきたいこと

- これまで、中小企業庁においては、地域の活力の維持等の観点から、事業承継の円滑化に向けた支援を講じてきた。このうち、第三者承継以外の事業承継の手段として伝統的に選択されてきた親族内承継については、2018年度からは早期の事業承継を促す観点から10年間の時限措置として、株式の相続時・贈与時の税負担を実質ゼロとする事業承継税制の特例措置を講じた。また、後継者（アトツギ）によるピッチイベントであるアトツギ甲子園や後継者ネットワークの組成によって後継者（アトツギ）の経営能力の向上も図ってきた。
- このような中、中小企業を取り巻く経営環境はこの10～20年でも大きく変化してきており、人手不足や賃上げへの対応が強く求められるなかで、物価高を克服する適正な価格転嫁や生産性向上による成長の実現等がますます喫緊の課題となっている。これを鑑みれば、雇用を支え、地域における活力の維持・向上といった重要な役割を担う中小企業が、親族内承継を含めた事業承継を円滑に実現し、これを契機として更なる成長・発展を実現することができるように促していくことが重要となっている。
- 今般、中小企業政策全体の方向性の中で、事業承継税制の今後のあり方を整理するとともに、必要な措置の具体化を進めるため、同税制に係る効果検証に関する視点と、事業承継税制に係る要件のあり方等について、御議論いただきたい。

# これまでの「中小企業の親族内承継に関する検討会」について

- 設置目的：

第三者承継以外の事業承継の手段として伝統的に選択されてきた親族内承継については、2018年度から早期の事業承継を促す観点から事業承継税制の特例措置を講じるとともに、アトツギ甲子園や後継者ネットワークの組成によって後継者（アトツギ）の経営能力の向上も図ってきたところ。中小企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、地域の活力の維持・向上を担う中小企業には、更なる生産性向上による成長の実現等が求められており、令和7年度税制改正大綱の記載（※）も踏まえて、親族内承継に係る施策の検討を行うことを目的とする。

※令和7年度税制改正大綱（抄）

「…事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。」

- **第1回検討会（令和7年6月）**

- ✓ 親族内承継に係る足下の情勢変化
- ✓ 論点整理（早期の事業承継の実現や成長の後押しに向けた要件、後継者の経営能力育成策等）

- **第2回検討会（令和7年7月）**

- ✓ 事業承継税制の効果検証
- ✓ 論点整理（猶予対象株式数、ガバナンス、海外子会社株式の取り扱い、後継者育成に係る新たな施策の方向性等）

- **第3回検討会（令和7年8月）**

- ✓ 第1回、第2回の議論を踏まえ、「中間とりまとめ案」について議論

- **中間とりまとめ公表（令和7年12月）**

- ✓ 第3回での議論を踏まえて、見直しの上「中間とりまとめ」を公表

# 新たな施策の方向性について（中間とりまとめで示された主な論点）

- 事業承継は、経営者の若返りに伴い、長期視点での経営革新や成長投資を実現する大きな機会であるが、現行の特例措置の場合、
  - ① 贈与と相続いずれの場合でも100%猶予となり早期・計画的な承継へのインセンティブが働きにくいこと、
  - ② 猶予措置であるため、（特例措置の活用を控えて）成長や賃上げに投じるべき資金を節税対策に投じるケースや、将来的な納税の可能性に備えて成長分野等への投資を経営者がためらうケースが散見されること、などの課題があることを踏まえ、各論点について議論を深めていく必要がある。

## <主な論点>

1. 猶予対象株式数

2. 猶予割合（相続と贈与の差）

3. 猶予措置のあり方

4. 雇用確保要件

5. 企業の成長及びガバナンス

6. 海外子会社の取り扱い

7. その他の論点（手続きの簡素化等）

1. はじめに

2. **令和8年度税制改正について（事業承継税制）**

3. 事業承継の意義について

（1）中小企業政策の方向性

（2）事業承継の意義

# 令和8年度税制改正について（事業承継税制）

- 物価高やトランプ関税等により経営環境の不確実性が高まる中であっても、事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請（提出）の期限を、法人版で1年6ヶ月延長（個人版は2年6ヶ月延長）。
- 令和8年度与党税制改正大綱において、適用期限到来後のあり方については、「世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る」と明記。

## 法人版事業承継税制（特例措置）のスケジュール



## 令和8年度与党税制改正大綱（抄）（2025年12月）

法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和9年9月末まで1年6ヶ月延長する。また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和10年9月末まで2年6ヶ月延長する。

なお、これらの措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

また、適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。

1. はじめに

2. 令和8年度税制改正について（事業承継税制）

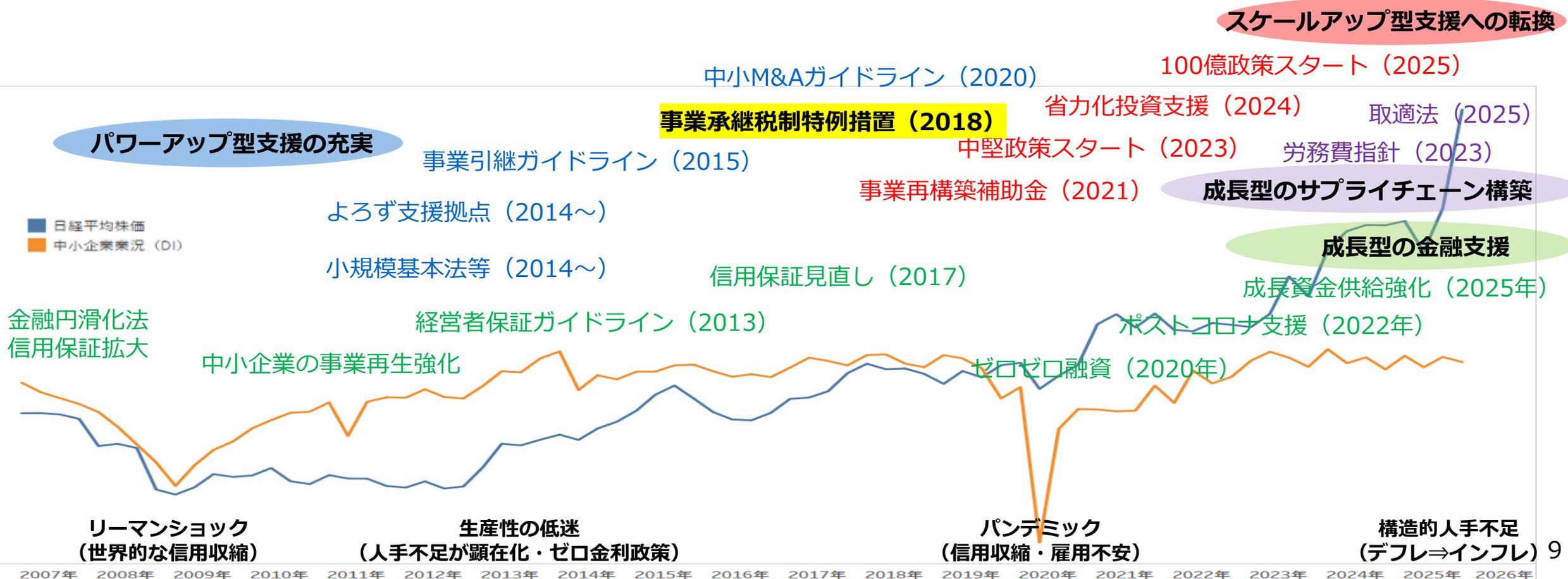
3. **事業承継の意義について**

**（1）中小企業政策の方向性**

（2）事業承継の意義

# 中小企業政策の振り返り ～成長志向型への軸足の移行～

- 中小企業基本法改正（1999年）により、政策の焦点は、格差是正から、活力ある成長発展の担い手の創出へと転換。
- 小規模基本法（2014年）により、「パワーアップ型」支援を強化。一方、その間、リーマンショック影響により、経営改善が必要となる中小企業が数多く発生。
- 信用保証制度（100%保証）の見直しにより構造的問題を改善。その後、コロナ禍の影響が及んだが、その緩和も踏まえ、成長志向型へと転換している。
- 今後は、地方経済を牽引する中堅・中小企業における成長力の抜本強化に向けて、生産性向上・賃上げを推進していく。



# 労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

政労使の意見交換（令和7年11月25日）  
経済産業大臣提出資料

- 労働供給制約をはじめ物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」の検討に着手する。
- こうした考え方を先取りして、今般の経済対策において、企業の事業規模・成長ステージにあわせた支援を実施していく。

## 中小企業を巡る厳しい経営環境

### 労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

### 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

### 成長支援・生産性向上

#### ■飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援

- ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化

#### ■持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援

- ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
- ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

### 事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛りこんだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

### 伴走支援体制の強化・金融支援 等

#### ■プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

#### ■金融支援の抜本強化

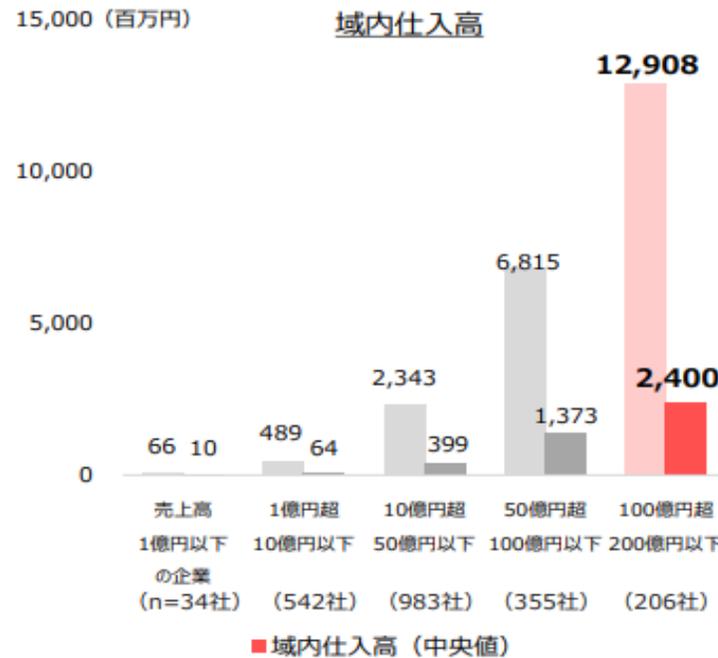
- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
- ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
- ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等

#### ■重点支援交付金との連携強化

## 100億企業の意義

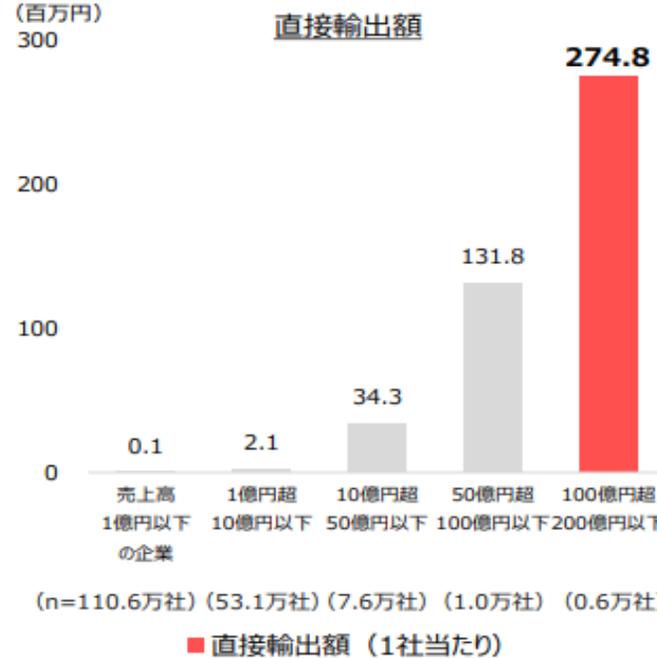
- 100億企業は、**輸出等により域外需要を獲得し、域内調達により地域に新たな需要を生み出す**といった特徴を有しており、**こうした企業が地域の中核的な企業として成長・発展していくことで、地域経済も発展**することができる。
- 一方で、地方には100億企業は少ない。成長のポテンシャルを持つ企業は存在するが、**成長機会を得られずに芽が出にくい状況**であると考えられる。**地方において100億企業の創出を促進していくべき**である。

100億企業は域内需要を創出し地域経済を牽引



(出所) 「地域未来牽引企業の中間評価に係る調査」を基に経済産業省作成  
 ※ 「域内仕入高」は本社が所在する都道府県内からの仕入額を指す。  
 ※ 回答企業3,568社のうち、2021年度の売上高・域外仕入高の両方を確認できる2,249社(売上高200億円以下2,120社)につき集計したもの。中央値は同一企業のものとは限らない。

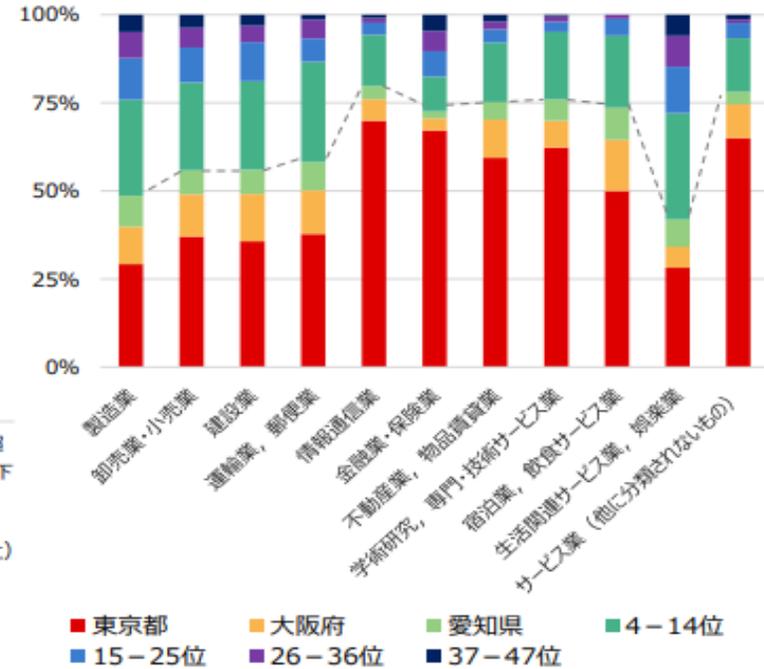
100億企業は外需を獲得する力が大きい



(出所) 「中小企業実態基本調査(令和2年度決算実績)」(2022.7)を基に経済産業省作成  
 ※ 直接輸出には、商社等を通じたモノの間接輸出やサービスの輸出を含まない。  
 ※ 社数全体(母数)はn=172.8万社であり、法人のみを含む。標本調査である統計の性質上、nは推計値である。

100億企業は三大都市圏に集中して存在

業種別100億企業の地域分布(都道府県人口規模別)



(出所) 令和3年経済センサス-活動調査より再編加工。  
 ※ 会社以外の法人、企業数が少ない農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業は除外。売上高100億以上の企業を抽出。

1. はじめに

2. 令和8年度税制改正について（事業承継税制）

3. **事業承継の意義について**

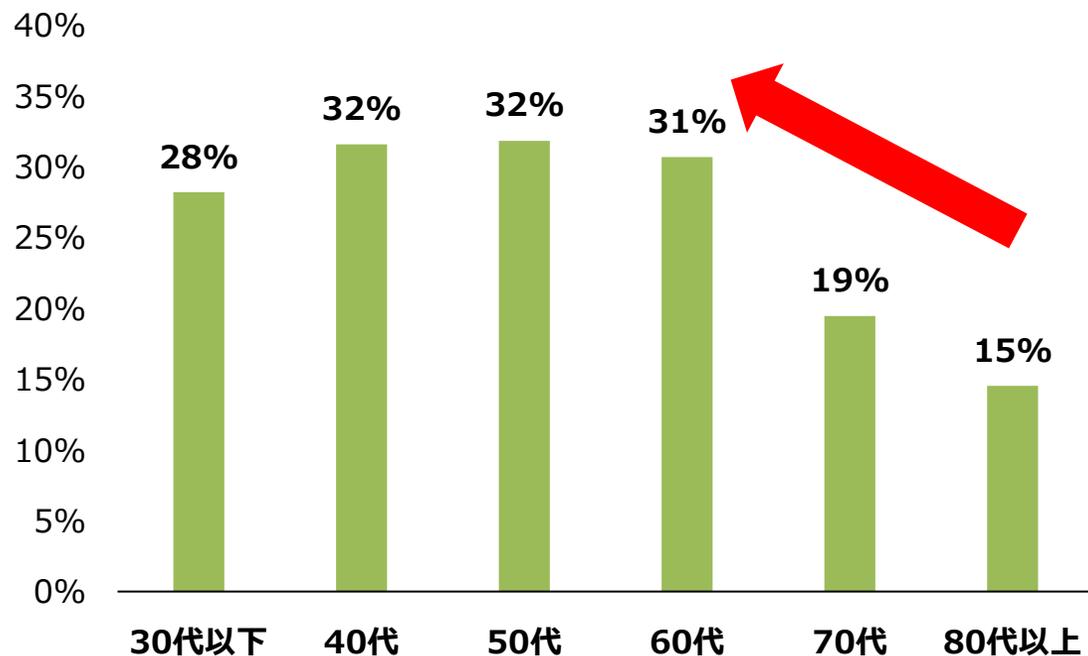
（1）中小企業政策の方向性

（2）**事業承継の意義**

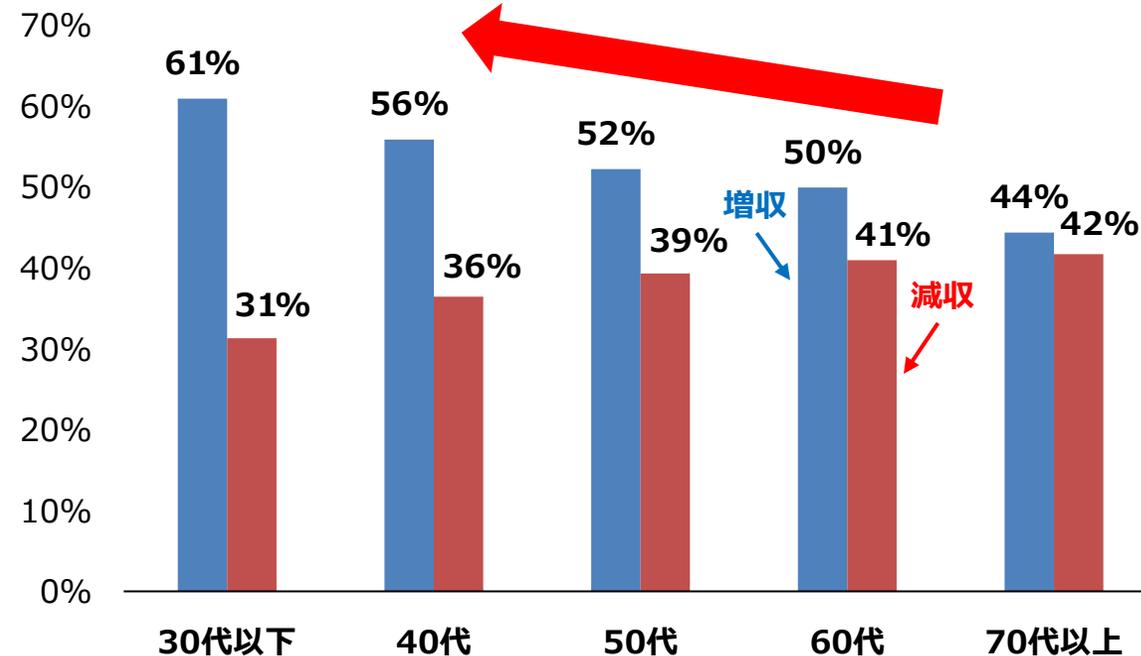
# 事業承継の効果

- 事業承継は、廃業防止・雇用維持を通じた地域の活力維持・向上に資するものであるが、それにとどまらず世代交代等を契機とした成長を通じて、中小企業の「稼ぐ力」の強化にも資する重要な取組である。
- 経営者が若い企業ほど、設備投資の実施割合が高く増収となる傾向がみられるが、これは若い経営者ほど、中長期的な視点で経営を行うことから、積極的な設備投資等につながりやすく、結果的に増収を実現しているものと推測される。

経営者年齢別 設備投資実施率 (注)



経営者年齢別 増減収率



(注) 中小企業実態基本調査に回答した企業のうち、直近決算期の1年間に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行った企業の割合を計算している。

(出所) 左図：「中小企業実態基本調査（令和6年確報（令和5年度決算実績）」の拡大個票を基に作成

右図：東京商工リサーチ TSRデータインサイト「特別企画」（2025年2月17日）